

平成30年

第7回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 平成30年7月25日 午後1時30分から
場 所 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1 番	吉 川 博	11 番	三 宮 一 夫
2 番	杉 崎 正 人	12 番	熊 澤 貞 夫
3 番	西 川 克 己	13 番	竹 内 恵美子（解任）
5 番	伊勢田 恵 司	15 番	熊 澤 博 勝
6 番	加 藤 豊	16 番	露 木 真 一
7 番	二 宮 喜代治	17 番	土 屋 俊 雄
8 番	松 本 秀 雄	18 番	渡 辺 順 子（解任）
9 番	山 口 博 久	19 番	戸 塚 昭 雄
10 番	青 木 貞 治		

2 欠席委員

なし

3 遅刻委員

なし

4 出席した書記

事務局長 久保田 徳人
書 記 松尾 明美

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第24号 農用地利用集積計画書の決定について

議案第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分
計画案について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

※議会推薦の委員2名は、平成29年7月25日付けで大磯町議会議長からの解任請求に基づき解任されました。

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は１５名で、定足数に達しておりますので平成３０年第７回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第２０条第１項の規定により、１２番熊澤貞夫委員、１５番熊澤博勝委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第２の議案第２３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題に供します。

なお、議案第２３号１番及び２番は同一事業の転用案件なのでまとめて審議します。では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第２３号「農地法第５条の規定による許可申請について」は議案書１ページの２件でございます。場所につきましては総会資料の１ページをご覧ください。

事務局 《議案第２３号１番及び２番を朗読・説明》

書記 議案第２３号１番及び２番は、ＪＲ東海道新幹線の出縄トンネルの変状抑止工事のためのプラント用地として、農地を一時転用するもので、昨年審議いたしました生沢地区の一時転用許可申請と同様の案件となります。

なお、本来は連名による１件の申請となりますが、地権者の都合により個別で申請されています。

申請地は、農業振興地域の農振農用地の畑ですが、工事の効率化のため、ＪＲ東海道新幹線の軌道敷地に容易にアクセスでき、平坦かつプラント施設の設置が可能な面積があり、工事車両が出入りできるなどの要件を満たす場所を探した結果、適した土地は申請地しかありませんでした。

転用につきましては、１年半の賃貸借契約で一時転用となります。当該農地を整地した後、シートを敷き、コンクリートを敷設して、その上にプラント施設を設置しま

す。雨水排水処理や重機の排気ガス対策及び照明などに関して隣接農地に影響を及ぼさないような被害防除計画となっています。

また、工事終了後は速やかにコンクリートやフェンスを撤去し、耕耘をかけて農地に復元することになっています。

なお、7月11日に寺坂地区担当の加藤委員と杉崎委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第23号1番につきましては現地調査をお願いした、寺坂地区担当の加藤委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6番委員（加藤） 6番加藤です。議案第23号1番及び2番の農地について、7月11日に杉崎委員と私及び事務局2名で現地確認を行いました。JR東海道新幹線沿いの申請農地でプラントを仮設することですが、敷地をコンクリート張りし、周囲にコンクリート堰を設けることで、注入材が当該農地に浸透することや敷地外に流出することを防止していますので、周辺農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。被害防除計画により、当該農地や隣接農地には影響はないということです。

ただ今の議案第23号1番及び2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 現地写真を見ると農地をトタン板で囲っているようだが、内側が対象農地なのか。

書記 そのようです。トタン板を土地境界として設置されているようです。

委員 一時転用の農地と新幹線の間には小さな農地があるようだが影響はないのか。

書記 圧送管を当該農地の上空に通すことになりますが、農地所有者との協議は済んでいて同意書も取れています。

議長 他に質疑はありませんか。ないようですので、議案第23号1番及び2番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第23号1番及び2番は原案とおりの許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 では次に、議案第 24 号「農用地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。まずは 1 番を事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第 24 号 1 番「農用地利用集積計画書の決定について」は、解除条件付き使用貸借権の更新 1 件で、大磯町長より平成 30 年 7 月 9 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。計画内容につきましては議案書 2 ページと 3 ページを、場所につきましては総会資料の 2 ページをご覧ください。

事務局 《議案第 24 号 1 番を朗読・説明》

書記 議案第 24 号 1 番につきましては、6 年前に「かながわ農業アカデミー」を通じて大磯町に参入しました二宮町の IT 企業の解除条件付き利用権設定の 2 回目の更新となります。今後は他の事業が忙しくなったため、営農規模を縮小して続けていくとのこと。

なお、7 月 9 日に西小磯地区担当の土屋委員と西川委員及び事務局 2 名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第 24 号 1 番につきましては現地調査をお願いした、西川委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3 番委員（西川） 3 番西川です。議案第 24 号 1 番の農地について、7 月 9 日に土屋委員と私及び事務局 2 名で現地確認を行いました。当該農地は、きちんと作付けされていました。営農規模を縮小することですが、当該農地の遊休化防止と地域農業の活性化のため、今後も農業を続けていただきたいと思います。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、営農規模を縮小して農業を続けていくとのこと。

ただ今の議案第 24 号 1 番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 地権者の営農規模はどのくらいなのか。

書記 およそ 7,700 m²の農地を所有していますが、農家ではなく他の農地も農家などに貸されており、自宅に隣接した畑で自家消費分の野菜を栽培されている程度です。

委員 借り手は営農規模を縮小されるとのことだが、借りた農地を返却する場合は耕耘をかけて返却するよう指導してほしい。

書記 既にそのように指導しております。

委員 返却される農地は条件の良い農用地なので、今後は新規就農者用の農地として位置づけておいてはどうか。

書記 承知しました。

議長 他に質疑はありませんか。質疑がないようですので、議案第24号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第24号1番は原案とおりに決定いたしました。

議長 では続きまして、議案第24号2番を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第24号2番の計画内容につきましては議案書2ページと3ページを、場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。

事務局 《議案第24号2番を朗読・説明》

書記 議案第24号2番につきましては、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が当該農地を借り受けて借り手に提供するもので、借り手の方は、昨年にながわ農業サポーター制度により就農した方です。

なお、7月10日に吉川会長職務代理、生沢地区担当の三宮委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第24号2番につきましては現地調査をお願いした三宮委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（三宮） 11番三宮です。議案第24号2番の農地について、7月10日に吉川会長職務代理と私及び事務局2名で現地確認を行いました。当該農地は、長い間耕作されておらず遊休農地となっていました。農業公社が借り上げて貸し付けられることで、遊休化防止と有効利用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地中間管理事業により農地の遊休化防止と有効利用が図られるとのことです。

ただ今の議案第２４号２番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 この案件に関して、貸し手に農地を渡す前に神奈川県が農地の整備をするとのことだが、中間管理機構の場合は農地整備をしていただけないのか。

書記 今回、借り手がかながわ農業サポーター制度を利用されている方なので、事前に神奈川県が農地整備として草刈りと耕耘をします。

一方、中間管理機構の場合は貸し出しの条件が使用貸借でなければなりません。賃貸借の場合は草刈りや耕耘は地権者または借り手が行なうことになります。

委員 中間管理制度の促進という観点から、使用貸借でも賃貸借でも契約が成立したものについてはすべて草刈と耕耘をしたうえで借り手に渡すようにしないとなかなか利用者が増えないのではないか。

書記 中間管理機構としては、優良農地なら使用料を払ってでも借り手はつきますが、遊休農地や耕作放棄地の農地は、地権者が農家でなかったり、高齢化や担い手がいなかったために耕作ができなくなったりすることが原因であるのだから、農地を耕作していただけるのなら無料で貸すのが当然との考えがあります。

委員 借り手は企業のような資金がある者ばかりとは限らない。特に新規就農者にとって就農時の負担を減らすためにも、中間管理機構に賃貸借の場合でも農地整備をしていただくよう要望してほしい。

書記 承知しました。

議長 他に質疑はありませんか。ないようですので、議案第２４号２番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第２４号２番は原案とおりの決定いたしました。

議長 引き続き、議案第２４号３番を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第２４号３番の計画内容につきましては議案書２ページと３ページを、場所につきましては総会資料の４ページをご覧ください。

書記 議案第２４号３番につきましては、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が当該農地を借り受けて借り手に提供するものです。借り手の方は当該農地で新規就農を希望されている方で、自ら樹木が茂り耕作放棄地となっていた当該農地の復元作業をされています。

なお、７月１８日に虫窪地区担当の二宮委員、西久保地区担当の熊澤委員及び事務局２名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第２４号３番につきましては現地調査をお願いした二宮委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

７番委員（二宮） ７番二宮です。議案第２４号３番の農地について、７月１８日に熊澤委員と私及び事務局２名で現地確認を行いました。当該農地は、長い間、耕作放棄地となっていました。新規就農される方が自らの手で樹木の伐採と抜根、草刈や耕耘を行って農地を復元しました。

今回、農業公社が借り上げて新規就農者に貸し付けられることで、遊休化防止と有効利用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地中間管理事業により自らの手で農地復元を行った新規就農者に貸し付けられるとのことでした。

ただ今の議案第２４号２番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 現地は大木が何本か生えていたようだが、借り手が伐採や抜根を行って農地整備を行ったことは本当か。

書記 はい。本当です。当該農地が復元されたことで、この地域の耕作放棄地がなくなったのでイノシシの潜み場所がなくなり被害が減るのではないかと思います。

議長 他に質疑はありませんか。質疑ないようですので、議案第２４号３番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第２４号３番は原案とおりの決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第25号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について」を議題に供します。では、まず1番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第25号1番につきましては、議案書4ページ及び5ページを、場所につきましては総会資料の5ページをご覧ください。大磯町長より平成30年7月9日付けで「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）」に基づく農用地利用配分計画案について意見を求められています。

事務局 《議案第25号1番を朗読》

書記 借り手の方は、昨年就農した、かながわ農業サポーターの方で、当該農地は遊休農地となっていました。今後は農地の遊休化防止と担い手の育成が図られると考えられます。

なお、7月10日に吉川会長職務代理、生沢地区担当の三宮委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第25号1番につきましては、現地確認をお願いした生沢地区担当の三宮委員から説明をお願いいたします。

11番委員（三宮） 11番三宮です。議案第25号1番の農地について、7月10日に吉川会長職務代理と私及び事務局2名で現地確認を行いました。当該農地は遊休農地となっていました。かながわ農業サポーターの方が借りることで農地の遊休化防止と担い手の育成が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、借り手はかながわ農業サポーター制度の新規就農者であり、農地の遊休化防止と担い手の育成が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 かながわ農業サポーター制度は、何年間続くのか。

書記 3年から5年です。その間に、営農面積が30アール程度で農産物販売目標が50万円以上となるよう専門家の指導も受けながら農家を目指します。

議長 それでは、次に2番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第25号2番につきましては、議案書4ページ及び5ページを、場所につつま

しては総会資料の6ページをご覧ください。

事務局

《議案第25号2番を朗読》

書記 当該農地は、長い間、樹木や雑草が茂り耕作放棄地となっていました。借り手の新規就農者が自らの手で復元しています。この方が借りることで今後は農地の遊休化防止と担い手の育成が図られると考えられます。

なお、7月18日に虫窪地区担当の二宮委員、西久保地区担当の熊澤委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第25号2番につきましては、現地確認をお願いした虫窪地区担当の二宮委員から説明をお願いいたします。

7番委員（二宮） 7番二宮です。議案第25号2番の農地について、7月18日に西久保地区担当の熊澤委員と私及び事務局2名で現地確認を行いました。当該農地は耕作放棄地となっていました。借り手自らが農地復元を行いました。農業に意欲的な新規就農者が借りることで農地の遊休化防止と担い手の育成が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地中間管理事業により自らの手で農地復元を行った新規就農者に貸し付けられ、農地の遊休化防止と担い手の育成が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 中間管理機構が借り手に貸出しする期間が、基盤法で決定した始期から遅れて始まり1年に満たないのはなぜか。

書記 基盤法において、大磯町が農業委員会の総会で意見を伺い、地権者から中間管理機構である農業公社に貸出しの決定を告示するのに2ヶ月を要します。

一方で農業公社から借り手に農地を引き渡すまで、大磯町に意見を聴いて、更にその後、神奈川県において農業公社から借り手に貸出しの審議が行われた後、決定の告示を行うまで2ヶ月かかります。

よって、地権者から農業公社への農地の提供と農業公社から借り手への農地の貸し出しには2ヶ月の差が生じます。どちらの場合も終期は同じですので、今回の農地の貸借期間は1年に満たなくなります。

委員 なぜ貸出し期間が、1年間なのか。

書記 大磯町では、新規就農される中で農業者でない方や法人等に貸出しをする場合、最

初は1年間の設定で営農状況を見させていただく方法をとっています。今回もその対象に入っており、営農状況が良ければ期間を延長していき、貸出し農地も徐々に増やしていきます。

議長 他に意見はありませんか。意見がないようですので、農用地利用配分計画案について出されました意見は取りまとめたうえで大磯町長に報告します。

議長 次に報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきまして、議案書6ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の7ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

委員 転用目的に用途廃止し払下げとあるが、払下げをする相手や新しい用途等は決まっているのか。届出であっても農地を転用するのだから明確な情報がほしい。

書記 今回は町が所有する農地の払下げを行うもので、受け手に関しては個人情報もあり申し上げられない事項もあります。

委員 備考欄に明記できないか。

書記 用途などは記載するようにします。

議長 特にほかに発言はありませんか。ないようですので、以上で報告第1号1番を終わります。

議長 次に報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきまして

は、議案書 7 ページから 9 ページの 6 件でございます。場所につきましては総会資料の 8 ページから 13 ページをご覧ください。

事務局

《報告第 2 号 1 番から 6 番を朗読》

書記 報告第 2 号 1 番から 6 番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第 2 号 1 番から 6 番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第 2 号 1 番から 6 番を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして平成 30 年第 7 回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 31 分)